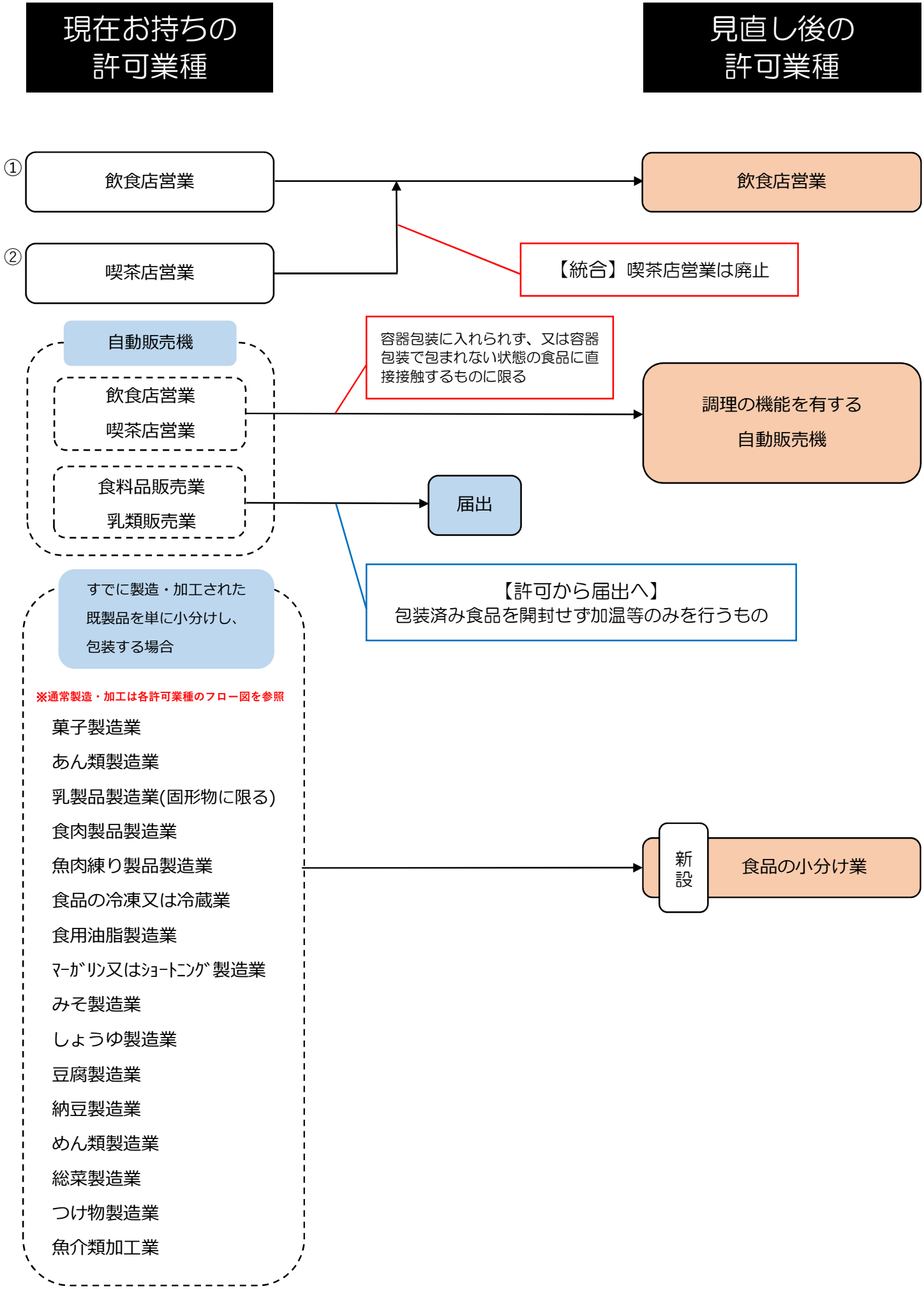
現在お持ちの許可業種
見直し後の許可業種
①
飲食店営業
②
喫茶店営業
飲食店営業
【統合】喫茶店営業は廃止
自動販売機
飲食店営業
喫茶店営業
容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る
調理の機能を有する自動販売機
食料品販売業
乳類販売業
届出
【許可から届出へ】
包装済み食品を開封せず加温等のみを行うもの
すでに製造・加工された既製品を単に小分けし、包装する場合
※通常製造・加工は各許可業種のフロー図を参照
菓子製造業
あん類製造業
乳製品製造業(固形物に限る)
食肉製品製造業
魚肉練り製品製造業
食品の冷凍又は冷蔵業
食用油脂製造業
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業
みそ製造業
しょうゆ製造業
豆腐製造業
納豆製造業
めん類製造業
総菜製造業
つけ物製造業
魚介類加工業
新設
食品の小分け業